



## 緊急治水対策プロジェクト



### 国土交通省新庄河川事務所からのお知らせ

国土交通省新庄河川事務所では、令和2年7月豪雨による甚大な洪水被害の発生を受け、**最上川中流・上流緊急治水対策プロジェクト**を進めており、大石田・横山地区では、河川の氾濫を防ぐ・減らすための対策として、①横山地区の堤防整備と②大石田大橋の架け替えに取り組んでいます。

本事業に対する皆様のご理解の一助となるよう、このたび「もがみがわ緊プロNEWS」を創刊いたしました。事業の進捗状況や今後の具体的な内容については、本紙により定期的にお知らせしていく予定です。

また、事業に関する疑問や意見等は、裏面下部の担当者までお気軽にお問合せください。次号からは皆様からの関心事や質問に対する回答などにつきましても本紙にてお伝えしていきます。



～最上川中流・上流緊急治水対策プロジェクトとは?～

最上川中流・上流において、国・県・市町村等が連携し、令和2年7月豪雨と同規模の洪水に対して、氾濫を防止し浸水被害の軽減を図るためのプロジェクトです。

具体的には河道掘削・堤防整備・分水路整備・遊水池改良等の取り組みを集中的に実施します。

### 大石田・横山地区の治水事業について

#### ②大石田大橋架け替え

- 次の3つの理由から「大石田大橋の架け替え」を行います。
- (1) 大石田大橋の橋桁が特殊堤より低く、洪水時に橋梁部から越水してしまうこと。
  - (2) 計画高水位に対して橋桁の余裕高が足りないことから、洪水時に川の流れを阻害し氾濫の危険性が高まること。
  - (3) 横山地区で堤防整備（引堤）を行うことにより大石田大橋の橋長が足りなくなり通行できなくなること。

#### 大石田・横山地区



※計画高水位とは・・・堤防などの設計の基本となる水位のこと。

この水位を上回る水位では堤防が危険な状態となることを意味しています。

※引堤とは・・・既設の堤防を住宅側に移動させる（引く）こと。

川の幅を拡げることで、川の流下能力を大きくします。

（新たに整備される堤防は土堤となり、横山地区側の特殊堤は撤去となります）

#### ①横山地区堤防整備

令和2年7月豪雨では、川の水を流すための断面が不足している大石田・横山地区で、堤防の設計の基本となる水位（※計画高水位）を超過しました。

今後、同規模の洪水が発生した場合、計画高水位以下で洪水を安全に流下させ浸水被害の軽減を図るため、※引堤により川の断面を広げます。



事業の流れ

1 プロジェクトの説明

現場調査のために地域の皆様へプロジェクトの説明を行います。現場調査の協力をお願いします。



2 測量・地質調査

堤防などの設計に必要な資料の収集・測量・調査を行います。



3 堤防などの設計

収集した資料や測量図面を元に堤防などの設計を行います。



4 設計内容の説明

地域の皆様へ堤防などの設計内容や用地取得に関する説明を行います。



5 用地幅杭設置

設計に基づき堤防などの工事に必要な用地の範囲を示す杭を打設します。



6 用地・物件の調査

堤防などに必要な用地、建物などの調査を行い、所有者立ち会いのもと、用地境界等の確認を行います。



堤防整備に必要な用地の調査を行っています。

7 補償の説明・契約

用地・物件調査結果をもとに所有者の皆様へ補償内容の説明を行い、契約締結後、補償金の支払いを行います。



8 工事

設計に基づき堤防などの工事を行います。



9 完成

皆様の協力によって堤防などができあがります。



大石田大橋の架け替え → 3

大石田町より要望のあった橋梁の架け替え位置・取付ルートに基づき収集した資料、地質調査及び測量成果により新たに架け替える橋梁と取付道路の※詳細設計を行っています。

詳細設計が完了したのちに、地域の皆様へ設計の内容や用地調査に関する説明を行います(イラスト 4)

横山地区の堤防整備 → 6

土地や移転いただく建物、塀や門扉などの工作物、庭木や果樹などの立木等については所有者の方の立ち会いのもとに測量・調査を行っています。

※調査結果は、所有者の方に確認していただきます。

用地・物件調査が完了したのち、調査の結果をもとに、所有者の皆様へ補償内容の説明を行います(イラスト 7)

※詳細設計とは・・・

予備設計により検討した道路ルートや橋梁形式を基に、工事発注に必要な設計図面を作成することです。

経済的・合理的に優れ、また景観にも配慮した構造を詳細に設計し、その設計図を基に工事に必要な用地の範囲を決定します。

【もがみがわ中流・上流 緊急治水対策プロジェクトのお問い合わせ先】

治水対策に関する疑問や意見についてお気軽にお問い合わせください。

移転に伴う不安や問題についても、遠慮なくご相談ください。



国土交通省 東北地方整備局 新庄河川事務所  
事業全般に関すること/畑井 (TEL)0233-22-0251  
事業計画に関すること/柴田 (TEL)0233-22-0254  
用地に関すること /中村 (TEL)0233-22-0253



ホームページもご覧下さい  
<http://www.thr.milt.go.jp/shinjou>



大石田町 建設課  
治水・定住対策グループ (TEL)0237-35-2111



<https://www.town.oishida.yamagata.jp>

